



■ 本会議及び委員会の動画配信中

日域 究

- 学校でタブレットを活用し全員の学力向上を

小中 真樹雄

- 部活動の「地域移行」について問う

原田 孝徳

- 施設や事業者における障害者への虐待

大竹市議会では本会議及び常任委員会の録画映像を動画で配信しています。

下記のQRコードを読み取っていただくと、動画配信サイト（YouTube）へ移行し視聴できます。



YouTube 大竹市議会

\で検索 /

タブレット学習が始まって今
年度は2年目です。県や市の教育
委員会等から聞いこえてくるのは、
大変だという声ばかりで心配です。
そもそも学習ソフトを使えば、生
徒個々の状況に合わせた問題が自
動的に現れ、効率的に学習が出来
ると言うのがポイントでした。以
前、東京の麹町中学校の例もこの
場で紹介しましたが、それなら先
生方はその分だけ楽になり効果も
上がるはずです。そういう学習
ソフトは使っていますか。

もともと生徒の個人差は大きな
ものです。差が開いても、皆の学
力がそれに伸びるならば親も
喜ぶという観点で取り組るべきで
す。例えば中学校にユーチュ
バークラブを作つたら、生徒は自
発的に頑張りますよ。これは発想
の転換を。

学校でタブレットを 活用し全員の学力向上を



日域 究



タブレット学習

答 タブレットでは、ワードやエクセル、学習系アプリケーションソフトも利用できます。授業でタブレットを使用する時間は、総合的な学習の時間、社会科での調べ学習や英語科でのプレゼンテーション作成などといった内容の場合には、十分な時間をとつて、個別に学習を進めるようにしています。タブレット活用は、授業を充実させ、効果的に学力をつけていくための手段であり、活用することが目的となりないよう気を付けて各学校で活用が図られています。

今後は、A.I.ドリルなどの活用を検討するなど、授業における協働的な活用とあわせて、個別最適な学びのためのツールとして活用していくけるよう、取り組みを進めていきたいと考えています。

部活動の「地域移行」について問う

新聞報道によると、スポーツ部活動を民間団体にゆだねる「地域移行」を2023年度から25年度の3年間で進める提言案を示しました。

教育委員会では、部活がどれほど教員の負担になっているか把握しています。教員の経験競技と担当が異なる部活ミスマッチについて認識しています。スポーツ庁と文化庁が策定した「部活動は平日2時間、休日3時間を限度とし、平日1日・土日いずれか1日を休養日とするように」とのガイドラインは守られていますか。「地域移行」になつた場合に何が一番重要で、どのような点を不安視しているのですか。民間委託により発生する費用負担への対応についても、わかる範囲でお答えください。



小中 真樹雄



部活動

問 新聞報道によると、スポーツ部活動を民間団体にゆだねる「地域移行」を2023年度から25年度の3年間で進める提言案を示しました。

府は4月26日、公立中学校の休日は週当たり2日以上、平日1日と休日1日は少なくとも休養日とする」ことを遵守し、部活動をしていね。

ガイドラインの遵守については、国のガイドラインを受けて市が策定した活動方針により、「休養日は週当たり2日以上、平日1日と休日1日は少なくとも休養日とする」ことを遵守し、部活動をしていね。

「地域移行」については、「指導者の数及び質の確保」と「外部に委託した際の費用」が課題となると考えています。生徒側の負担増が想定され、経済的に苦しい家庭への支援のあり方も課題となります。

教育委員会では、部活がどれほど教員の負担になっているか把握しています。教員の経験競技と担当が異なる部活ミスマッチについて認識しています。スポーツ

答 活動指導の負担感じについては、教員によってさまざまなもの考え方されています。また、ミスマッチはどうしても起きてしまつたため、教員の負担を軽減するための取り組みを行っています。

ガイドラインの遵守については、国のガイドラインを受けて市が策定した活動方針により、「休養日は週当たり2日以上、平日1日と休日1日は少なくとも休養日とする」ことを遵守し、部活動をしていね。



原田 孝徳

施設や事業者における障害者への虐待

問 ①障害者虐待防止法は、現場の職員にどの程度理解されているか。②本市の過去5年の虐待の通報と認定件数、それがどの程度虐待の実態に即しているか。また、虐待はどのような理由で起つると分析されているか。その分析からどのような対策・予防等が必要か。③施設や事業所は密室であるため、虐待の有無は内部告発に頼るところが大きいと思うが、通報しやすくなるための方策について何があるか。④障害者福祉施設従事者等は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない、とあるが、それをどのように把握し追跡調査等をされてい

るか。

①～④のことを踏まえ、市としてできる限り、しなければいけないことはどのようなことが伺います。



答 ①事業所には文書で注意喚起を行っていますが、法の趣旨の理解度は把握していません。②令和元年度及び令和2年度に各1件通報がありましたが虐待認定には至りませんでした。これがどの程度実態に即しているかは分かりません。虐待の発生理由は、職員への教育不足や施設全体の知識不足など複数の要因が考えられ、職員の権意識や知識・技術の向上、職場環境づくりなどが必要と考えます。③定期的な研修の実施や虐待防止責任者の設置などが義務化されています。また通報の多くが匿名であるなどから追跡調査を行つたことはありません。④不利益扱いの実態は把握していません。また通報の多くが匿名であるなどから追跡調査を行つたことはありません。今後は、機会を捉えて虐待防止に向けた事業所への周知・指導をしっかりと行つてていきます。